

駐車監視員活動ガイドライン

令和7年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線  で示す路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	主要地方道東浦名古屋線等（大高駅北交差点～瀬木川東交差点）	8時～22時
重点線	○ 重点路線  で示す路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	市道水主ヶ池線第二号（瀬木川東交差点～水主ヶ池交差点）	8時～22時
重点地域	◎ 最重点地域  で示す地域	
	地域（町名）	重点時間帯
	県営鳴海住宅周辺地区・浦里一～五丁目	8時～22時
重点地域	○ 重点地域  で示す地域	
	地域（町名）	重点時間帯
重点地域	桃山学区周辺地区・黒沢台三丁目、四丁目・桃山一～四丁目・梅里一～二丁目	8時～22時
	地下鉄徳重駅周辺地区・徳重一～五丁目・横吹町・鶴が沢一～三丁目・元徳重一、二丁目	7時～22時
	公団鳴子住宅周辺地区・鳴子町1～6丁目・長根町・相川一～三丁目・古鳴海一～二丁目・池上台一丁目・鳴海町字古鳴海、字上ノ山、字嫁ヶ茶屋・松が根台	8時～22時
	常安学区周辺地区・乗鞍一～三丁目・鳴丘一～二丁目・細口二～三丁目・平手南一、二丁目・平手北一、二丁目	8時～22時
	名鉄鳴海駅周辺地区 ・鳴海町※ ※小字名 三王山、山ノ神、赤塚、鈴ノ木、清水寺、森下、乙子山、三高根、片平、薬師山、文木、白山、光正寺、北浦、丹下、矢切、城、池上、片坂、根古屋、本町、砦、石畑、片坂、宿地、早稲屋、雷、上中町、会下、山下、相原町、下中、平部、柳長、善明寺、向田、母呂後、諏訪山、手越、大根太鼓田、石堀山、伊賀殿、最中堤塘、下十貫目堤塘、丸内、前之輪、上汐田、中汐田、下汐田、作町、花井町、三皿、栢ノ木、京田、山腰 ・潮見が丘一丁目・作の山町・鹿山一丁目・六田一～二丁目・青山一～四丁目	7時～22時
	旭出学区周辺地区・潮見が丘二～三丁目・万場山一～二丁目・大形山 ・鹿山二～三丁目・池上台二～三丁目・旭出一～三丁目	8時～22時
	滝ノ水学区周辺地区・滝ノ水一～五丁目・上旭二丁目・相原郷一～二丁目	8時～22時
	小坂学区周辺地区・小坂一、二丁目・籠山一～三丁目・鴻仏目一～二丁目・鳥澄一丁目	8時～22時
	相原学区周辺地区・鳥澄一～二丁目・尾崎山一～二丁目・若田一、二、三丁目	8時～22時
	大清水学区周辺地区・砂田一～二丁目・大清水一～二丁目・水広一丁目（水広橋交差点北西地域）	8時～22時
	有松駅周辺地区・有松・東陵・鳴海町字有松裏、字米塚、字鎌研、字御茶屋、字細根、字明願	7時～22時
	左京山駅周辺地区・左京山・漆山・四本木・曾根一～三丁目・平子が丘・若田三丁目・鳴海町字鴻ノ巣	7時～22時
	大高駅周辺地区 ・大高町※ ※小字名 上塩田、下塩田、八幡、鳥戸、鶴田、町屋川、北鶴田、下能瀬、天神、天神東、南鶴田、川脇、上瀬木川東、上瀬木川西、西正光寺、東正光寺、正光寺狭、赤塚、洞之腰、川原、鷺津、門田、北大高畑、中川、東千正坊、西千正坊、丸ノ内、東正地、西正地、子ノ年、砂畑、神戸、追風、一色山、中ノ島、寅新田、二番割、三番割、杵前、折戸、三本木、大坪、中屋敷 ・森の里一丁目	7時～22時
	南大高駅周辺地区・南大高一～四丁目・池之内・茨谷山	7時～22時
	○ 重点地域及び自動二輪・原付重点地域	
	地域（町名）	重点時間帯
	名鉄鳴海駅周辺地区  で示す地域	7時～22時

愛知県緑警察署